

世界医師会（WMA）ダーバン総会出席（報告）の件

WMA ダーバン総会が南アフリカ共和国のダーバンにおいて 2014 年 10 月 8 日から 11 日にかけて開催された。日本医師会からは、横倉義武会長（WMA 理事）、松原謙二副会長（WMA 理事）、石井正三常任理事（WMA 理事及び理事会副議長）、川島周監事が出席した他、日本医師会 **Junior Doctors Network** から、阿部計大、三島千明両医師が参加した。本総会において、エボラウイルス病に関する理事会緊急決議が採択された。新規加盟では、ケニヤ、レソト、ザンビア、ルワンダ、ギニアの各国医師会からの加盟申請が受理され、WMA の加盟医師会数は 111 となった。会期中に、CMAAO（アジア大洋州医師会連合）加盟医師会参加者との懇談会を開催したほか、アメリカ医師会、韓国医師会と意見交換を行った。

1. 会 期：平成 26 年 10 月 8 日（水）～11 日（土）
2. 場 所：ダーバン（南アフリカ共和国）
3. 参加者：横倉会長、松原副会長、石井常任理事、川島監事、
JMA Junior Doctors Network：阿部計大、三島千明
（随行）国際課：能登課長、五十嵐主査

4. 日 程：

10 月 6 日	（月）	JDN ミーティング
7 日	（火）	JDN ミーティング
8 日	（水）	理事会、医の倫理・財務企画・社会医学各委員会
9 日	（木）	準会員会議、学術集会「ミレニアム開発目標（MDGs）以降の健康決定因子」
10 日	（金）	理事会本会議、総会式典
11 日	（土）	総会全体会議、理事会

5. 参 加

47 加盟医師会および赤十字国際委員会、欧州医師常設委員会、**Junior Doctors Network**、JDN（11 か国 21 名）、国際医学生連盟等、参加者約 250 名（日本からは 10 名参加）

総会の概要

総会初日は、理事会全体会議で開始され、引き続き医の倫理委員会、財務企画委員会、社会医学委員会の常設委員会において文書案、企画案件の審議が行われる。2 日目は、準会員会議において、元会長・議長ネットワーク、JDN の報告、文書案の審議等が行われる。学術集会は、午前午後を通じて全体テーマの下、終日講演と質疑応答が行われる。3 日目の理事会本会議では、常設委員会からの報告が行われ、個々の文書案について、コメントを求めるため各国医師会に配布、採択のため総会へ付託等の勧告を行う。総会式典では、主催国来賓挨拶、会長の退任および新会長の就任式が行われる。4 日目の総会全体会議では、次年度の会長選挙（次期会長）が行われる。引き続き理事会から付託された文書案の

審議が行われ、採択の可否が決議される。医の倫理に関する文書案は、採択のために全体の票数の4分の3以上の賛成票を要する。また、加盟申請の受理、将来の会合の開催地の承認等が行われる。その後の理事会では、WMAの運営に掛かる財務についての審議が行われる。

6. 会長および次期会長

新会長（2014－15年）：ザビエル・ドゥー（フランス医師会国際関係代表団会長）

次期会長（2015－16年）：サー・マイケル・マーモット（イギリス医師会会長）

7. 総会での主な議決事項

「エボラウイルス病に関する緊急決議」

イギリス医師会による理事会緊急決議案。西アフリカにおけるエボラウイルス病の大流行はこれまでの流行よりもはるかに制御が困難であることが判明している状況のもと、WMAはすべての国に対し、エボラウイルス病の流行と闘うための支援強化に全力を傾けるよう要請。さらに、医療従事者等を感染から守り、交差感染のリスクを低減するための個人用保護具の速やかな供給を国際社会に求め、各国政府や地方自治体、WHO機関等のすべての関係者に感染対策の手段について十分な訓練に注力するよう勧告。この件に関し、横倉会長は人道支援の立場から日本政府がWHOやUNICEF等の国際機関に対し緊急無償資金協力を行ったことを紹介した。当文書は理事会決議文書として採択された後、総会において総会文書として採択された（別紙1）。また、エボラウイルスの治療に際して、ヘルシンキ宣言第37項の内容に準拠することを医師に求める「未承認の治療とエボラウイルスに関するWMA総会緊急決議」が採択された（別紙2）。

(1) 医の倫理関係

1) 2014年WMA東京理事会による承認項目

・アーカイブされる文書

「ヒト臓器と組織の提供と移植に関するWMA声明」

「移植用ヒト組織に関するWMA声明」

「臓器と組織の提供に関するWMA声明」（2012年10月、タイ、バンコク総会で採択）で両声明文の内容が包含されたことによる。

2) 継続審議

① 作業部会による再起草後パブリック・コンサルテーションに付される文書

「ヘルスデータベースおよびバイオバンクに関する倫理的考察に関するWMA宣言案」

ヘルスデータベースの情報およびバイオバンクの人間由来の生物試料の倫理的利用に関する原則を提供。個人情報機密性は、患者－医師関係における信頼性と健全性の維持に必要不可欠であり、患者の臨床上のプライバシーは医師の守秘義務によって保証さ

れている。医療情報や生物試料の利用に際してはインフォームドコンセントを得ることの重要性が含まれるというヘルシンキ宣言の一文を含んでいる。宣言案は、日本医師会も構成員となる作業部会で再起草し、関連団体の意見を聞くためのパブリック・コンサルテーションに付されることになる。なお、9月のCMAAO（アジア大洋州医師会連合）マニラ総会で採択されたアジアの意見を集約した「医療データベースおよびヒト遺伝子データベースのための倫理的枠組みに関する決議」がCMMAO事務局を務める本会より参考資料として提出。スネーデル作業部会長から、内容を参照し、文書案に一部織り込みたいとの意向が示された。

② 作業部会により再起草される文書

「人間中心の医療に関する WMA 声明案」

作業部会において「人間中心の医療」と「患者中心の医療」という二つの用語について検討が行われたことの報告があり、外部の専門家によるこれらの用語の定義を参照して文書案が再起草されることとなった。

③ 事務総長による検討の後、委員会に再提出される文書

「代理意思決定者の用語の定義」

WMA 事務局提案文書。WMA では 1947 年の創設以来、200 を超える文書を採択してきている。その中で「代理意思決定者」という用語について一定の方針は立ててはいるが実態は様々である。WMA では、様々な法域における含意の不一致を避けるため、「代理意思決定者」の定訳として“substitute decision makers”を恒常的に使用することの提案。

(2) 社会医学関係

1) 2014 年 WMA 東京理事会による承認項目

・アーカイブされる文書

「医療上の緊急時における連絡および調整に関する WMA 声明」

2) 新規に採択された WMA 文書

「美容処置に関する WMA 声明」

イスラエル医師会・スウェーデン師会提出文書を統合

身体的外見重視の風潮の下で一般的になってきた美容処置には危険が伴い、患者の健康を害する恐れがある。未成年者が医学的形形成治療を必要とすることや恩恵を受けることはあるかもしれないが、純粋な美容処置は未成年者に行うべきではない。美容処置を検討または受けている患者の保護を目的とした基本的原則を明示している。

「車の排出ガスによる大気汚染防止に関する WMA 声明」

オーストリア医師会提出

大気汚染は全世界の何億という人々の生活の質を低下させ、多大な疾病負荷をもたらすだけでなく、経済的損失や医療コストも発生させる。大気汚染による健康への悪

影響について意識を高め、政府を通じてきれいな空気とより健康な環境を促進する手段としての強制的な排出ガス基準の導入を呼びかけている。なお、2014 年 WMA 東京理事会において言明した弁護士としてこの問題に深く関わってきた畔柳達雄参与による「世界最高水準の厳しい規制を達成してきた日本の経験」の資料を本会より提出した。

「独房監禁に関する WMA 声明」

フィンランド医師会提出

独房監禁と囚人の健康に対する悪影響に関する認識を高め、囚人の人格を尊重し、彼らの健康（病気）を考慮する必要があるということを明確に伝える必要がある。医師の役割は、囚人の心身の健康を守り、主張し、改善させることであり、罰を科すことではない。したがって、医師は囚人を独房監禁するという決定過程には関与すべきではないとしている。

「暴力的状況下にある医療従事者の保護に関する WMA 宣言」

ドイツ医師会提出

各国医師会は政府および国際機関に対し医療の中立を保証した国際条約の尊重を提唱し、紛争や暴動といった状況においても医療業務が妨害されずに継続できるよう、医療従事者保護の重要性に対する認識の普及に積極的に取り組まなければならないとしている。

「カタールにおける移民労働者の健康と安全に関する WMA（緊急）決議」

フィンランド医師会提出

2022 年 FIFA ワールドカップ開催に向けた準備が進められる中、カタールの建設現場で 2010 年以降に死亡した労働者は既に数百人に上っている。移民労働者が非人道的な扱いを受けたり、十分な医療を受けられずに苦しんでいる。また労働者たちはパスポートを取り上げられているため自由に出国することができない。移民労働者の移動の自由、および医療と安全な労働環境を提供される権利は尊重されなければならない。

3) 改訂案が採択された既存文書

「医師の国際雇用のための倫理指針に関する WMA 声明改訂」

医師不足は就労条件の貧弱にしばしば起因している。すべての国が、必要性和資源を考慮し、十分な数の医師の教育に最大限の努力をするべきである。国は、自国の医師の需要を満たすために他国からの移住に頼るべきではない。医療従事者の移住の権利、移住先での環境、待遇における公正な扱いを要請。

「ヒト生殖材料の非商品化に関する WMA 決議改訂」

生殖を目的とするヒトの卵子・精子・胚および一切のヒト材料の商取引を禁止するよう各国医師会は自国政府に強く促すべきである。ヒト卵子・精子・胚の入手と利用に関与する医師は、材料が提供者本人の同意と承認のもとに適切に取得されたことを

保証するためのプロトコルを実施すべきである。そうすることで、医師はヒト生殖材料の非商品化という倫理原則を擁護することができることなどを勧告。

「水と健康に関する WMA 声明改訂」

新鮮な水の十分な供給は個人の健康と公衆衛生に不可欠であり、尊厳をもった生活と人権の保持にとって重要である。しかし、世界人口の半数以上がそのような水を手に入らず、また、汚染やその他の負の力によって水の供給が脅かされている。原子力事故もその一つである。人権および人類にとっての共通の利益として、清潔で入手可能な水を常に入手できるよう推進する。

4) コメントを求めるため各国医師会に回付される文書

「ストリート・チルドレンへの医療支援提供に関する WMA 声明案」

WMA は、ストリート・チルドレンの権利に対する一切の侵害や蹂躪、とりわけ差別や偏見、および彼らが晒される人身売買をはじめとする虐待・暴力・搾取・故意的操作を強く非難する。子どもは特に社会的に弱い立場にある集団であり、すべての各国医師会に対し、子どもの基本的権利、とりわけヘルスケアと教育へのアクセスを保証するよう、国レベルの法的機関とともに取り組むよう求めている。

「化学兵器に関する WMA 声明案」

トルコ医師会提出

閉ざされた空間における暴動鎮圧剤の不適切な使用は、標的となった人の生命を危険にさらし、彼らの人権の侵害に至る可能性があり、管轄区域によっては殺人未遂罪となり得る。WMA は暴露された人々の健康に対する深刻な影響の可能性に鑑み、暴動鎮圧剤の使用を控えることを各国に強く勧告する。

「アルコールに関する WMA 国際宣言案」

オーストラリア医師会提出

アルコールの害の低減という道義的な目標の概要を述べ、アルコール関連の害に取り組むために複数の政策分野にまたがる優先策を勧告する。過度のアルコール摂取の害と害の低減に最も有効な政策とプログラムによる介入について、国と社会に警鐘を鳴らすことは、各国医師会の責務である。

「モバイルヘルスに関する WMA 声明案」

ドイツ医師会の提案。

WMA は、健康管理と医療提供にあたっての伝統的な手法を補足するというモバイルヘルスの可能性を認識してはいるが、対面式の治療に代わるものとして利用してはならない。モバイルヘルス発展の原動力は、利潤追求ではなく、医療の提供における不足部分を解消する必要でなくてはならない。WMA は、モバイルヘルスの利用には洞察力をもってあたるよう患者および医師に強く促すものである。

横倉会長から、モバイルヘルス検診等の受診結果により治療を自ら中断してしまう

患者がいることを指摘。より慎重にあるべきであり、作業部会を構成するのであれば、石井常任理事が構成員となる用意がある旨発言があった。

「医療従事者に対する暴力と闘うワールドデーに関する WMA 声明案」

トルコ医師会提出。

医療専門家に対する暴力は世界的に表面化している。医師はこの憂慮すべき脅威から自らの身を守ることができない。現実的かつ持続可能な解決策にははるかに広い展望が必要なものの、医療従事者および大衆における意識は、地域社会を動かし、草の根運動としての支援を取り付けるための重要な動機づけとなるかもしれない。世界的な取り組みを始めるにあたって特定の日を定めることを提唱。

(3) 財務企画関係

1) 財務報告

- 2013 年度財務報告 承認
- 2015 年度予算 承認

2) 今後の会議開催日程

2015 年	4 月 16－18 日	オスロ理事会（ノルウェー）：ホテルブリストル
	10 月 14－17 日	モスクワ総会（ロシア）／学術集会：医学教育
2016 年	4 月 28－30 日	ブエノスアイレス理事会（アルゼンチン）
	10 月 19－22 日	台北総会（台湾）
2017 年	4 月 20－22 日	開催地未定
	10 月 11－14 日	シカゴ総会（米国）
2018 年	4 月	開催地未定
	10 月	レイキャビク総会（アイスランド）

3) WMA 特別会議

①WMA・オーストラリア医師会共催ヘルスサミット

2014 年 11 月 13－14 日（メルボルン、オーストラリア）

*G20 首脳会議（11 月 15、16 日開催）に併せて開催

G20 各国首脳会談では、医療と健康がテーマに取り上げられていない。医療は積極的な投資であり、個人、地域社会、各国の利益に、さらに世界経済に寄与するものである。経済に参加し貢献しているのは健康な人々であり、これを継続していくためには、信頼および確信の持てる医療制度の下で守られていくことが求められる。WMA、オーストラリア医師会は、人々の健康、各国の医療制度を支援する方向性を打ち出し、これらを G20 サミットの加盟各国および他の諸国に推進していくための機会提供することを目的としてヘルスサミットを開催することとなった。

横倉会長より、今回の G20 開催に併せた WMA のヘルスサミットが毎年恒常的なものになることの確認の質問が行われ、ハイカワル議長からその方向としたい旨の回答があった。また、会長から、医療が次回以降の G20 のテーマに取り上げられるよう、ヘルスサミットを通じて得られた成果が各国医師会を通じて自国の医療政策に反映されることが望まれるとのコメントが寄せられた。

②One Health 会議：世界獣医師会、スペイン医師会との連携
2015 年 5 月

③eHealth／Telehealth 会議
イタリア医師会との協力

4) ヘルシンキ宣言採択 50 周年記念行事

- ・ 日 程：2014 年 11 月 11 日
- ・ 開催地：ヘルシンキ、フィンランド
- ・ 内 容：学術集会、式典（フィンランド大統領臨席予定）

5) 新規加盟医師会の承認

ケニア医師会、レソト医師会、ザンビア医師会、ルワンダ医師会、ギニア医師会の 5 か国医師会の加盟が承認され、WMA 加盟医師会は 111 医師会となった。

6) 定款施行細則

「WMA 終身準会員の規則に関する修正案」採択

7) 世界医師会雑誌（WMJ）

WMJ は次号をもって電子化に移行されることとなった。

(4) 学術集会

「ミレニアム開発目標（MDGs）以降の健康決定因子」をテーマとして講演が行われた。

(5) 準会員会議

1) 準会員会議議長選挙

横倉会長の指名により、2014 年 - 16 年を任期とする準会員会議議長にアメリカ医師会のジョセフ・ヘイマン医師が就任した。

2) JDN 代表による活動報告及び文書案の提出

○理事会審議に付される文書

「核兵器に関する WMA 声明改訂案」

たとえ限定的な核戦争であっても、世界の食料供給に壊滅的な影響を与え、飢饉のリスクに陥ることを忠告し、各国医師会に対して、一般市民を啓発し、自国の政

府に対して核兵器の廃絶に取り組むように働きかけることを求める。

「備蓄天然痘ウィルスの廃棄に関する WMA 声明案」

当初の研究課題の域を越えて、生きた天然痘ウイルスの保存を継続することは、世界の人々にとって容認し難いリスクである。世界保健総会に対し、残存する備蓄天然痘ウイルスの世界を証人とした廃棄を求め、WHO が十分な天然痘ワクチンおよび抗ワクチンの備蓄を利用できる状況にあること、各政府が適切なパンデミック緊急対策を確立しておくことを提言する。

※JDN (Junior Doctors Network)

JDN とは、2011 年 4 月 WMA 理事会によって、世界初の若手医師の国際的組織として承認された組織で、各国の卒後臨床研修医、専門医研修未修の医師から構成される。

3) 元 WMA 会長、議長ネットワーク報告

8. その他

○CMAAO (アジア大洋州医師会連合) 懇談会 (7 か国加盟医師会、約 40 名参加)

懇談会には、WMA からムンゲレラ会長、クロイバー事務総長、ハイカワル議長が、また、ワー・アメリカ医師会会長が参加した。

○アメリカ医師会、韓国医師会と意見交換の場を持った。

以上